参考資料５

平成２１年４月７日

水質基準逐次改正検討会運営要領

１．趣旨・目的

平成１５年４月の厚生科学審議会答申において、水道水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である旨提言された。この提言を受け、平成１５年１０月、厚生労働省健康局水道課長の設置する検討会として、専門家を構成委員とする常設の標記検討会を設置したところである。

引き続き、最新の科学的知見に基づく水質基準の逐次改正について検討するため、標記検討会を運営するものである。

２．検討事項

本検討会の検討事項は次のとおりとする。

(1)　水質基準の逐次改正に関すること。
(2)　ＷＨＯ飲料水水質ガイドラインのフォローアップに関すること。
(3)　その他水道水質管理に関すること。

３．検討会構成員

(1)　厚生労働省健康局水道課長が委嘱し、委嘱期間は平成２３年３月末日までとする。
(2)　座長は平成２１年度第１回検討会において委員中から選出する。
(3)　委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省健康局水道課長が他の者に委嘱する。

４．その他

(1)　検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課が行う。
(2)　検討会の招集は、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が行う。
(3)　検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
(4)　その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上厚生労働省健康局水道課長が定める。

参考資料6

平成22年度水質基準逐次改正検討会委員名簿

委員	所属
浅見　真理	国立保健医療科学院水道工学部水質管理室長
安藤　正典	武蔵野大学　環境学部　客員教授
遠藤　卓郎	国立感染症研究所客員研究員
国包　章一	静岡県立大学環境科学研究所教授
西村　哲治	国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部長
広瀬　明彦	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター総合評価研究室長
眞柄　泰基	学校法人トキワ松学園理事長
松井　佳彦	北海道大学大学院工学研究科環境創生工学専攻教授